

第 6 1 号議案

令和 8 年 3 月 3 1 日以前に給与事由の生じた扶助料及び遺族年金の
年額の改定に関する条例

（扶助料等の年額の改定）

第 1 条 昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日以前に退職し、又は死亡した職員の遺族に給する扶助料又は遺族年金（以下「扶助料等」という。）については、令和 8 年 4 月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する別表の假定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、旧長崎市給与金条例（大正 1 4 年長崎市条例第 3 号）又は長崎市職員退職年金条例（昭和 3 1 年長崎市条例第 3 号）の規定によって算出して得た年額に改定する。

（扶助料等の年額の改定の場合の端数計算）

第 2 条 前条の規定により扶助料等の年額の改定をする場合において、当該規定により算出して得た扶助料等の年額に、5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額をもって改定後の扶助料等の年額とする。

（扶助料等の年額の特例）

第 3 条 長崎市職員退職年金条例附則第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、扶助料等の基礎在職年に算入されている実在職年の年数が最短年金年限以上の者に係る令和 8 年 4 月分以降の年額が 8 4 5, 1 0 0 円に満たないときは、8 4 5, 1 0 0 円をもってその年額とする。

（扶助料の年額に係る加算の特例）

第 4 条 扶助料を受ける者が妻であって、その妻が 6 0 歳以上である場合には、その扶助料の年額に、1 6 2, 0 0 0 円を加えるものとする。

2 扶助料を受ける妻で、前項に該当するものが、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第2条第2項の規定によりその効力を有するものとされた同条第1項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和36年法律第181号）第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であって恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令（昭和55年政令第276号）第1条各号に定めるもの（その全額を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、前項の規定による加算は行わない。ただし、扶助料の年額が850,000円に満たないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該扶助料の年額に第1項の規定による加算額を加えた額が850,000円を超えるときにおける当該加算額は、850,000円から当該扶助料の年額を控除した額とする。

（職権改定）

第5条 この条例の規定による扶助料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第 1 条関係）

年額の計算の基礎と なっている給料年額	仮定給料年額
円 3, 552, 500	円 3, 620, 300
3, 593, 900	3, 662, 600
3, 725, 100	3, 796, 300
3, 911, 300	3, 986, 000
4, 095, 800	4, 174, 000
4, 209, 600	4, 290, 000
4, 320, 700	4, 403, 200
4, 546, 100	4, 632, 900
4, 766, 800	4, 857, 800
4, 810, 100	4, 902, 000
4, 981, 600	5, 076, 800

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第 1 4 条の 2 第 1 項の年金たる給付等を定める政令の一部が改正され、文官等の普通恩給及び扶助料の年額、最低保障の年額並びに寡婦加算の額が引き上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 6 2 号議案

長崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 5 条第 1 項第 4 号ハの規定に基づき、長崎市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第 2 条 前条の用途及び規模は、次のとおりとする。

- (1) 用途は、工場、作業場又は倉庫であること。
- (2) 規模は、延べ面積が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

水防法第 1 5 条第 1 項第 4 号ハの規定に基づき、長崎市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模を定めたいので、この条例案を提出する。

第 6 3 号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

長崎市附属機関に関する条例（昭和 2 8 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長長崎市水産振興計画審議会の項、市長長崎市都市交通審議会の項、市長長崎市農業振興計画審議会の項及び市長長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市の水産振興計画に関する重要事項の調査審議が終了したことに伴い、長崎市水産振興計画審議会を廃止したい。
- 2 本市の都市交通体系に関する重要事項を長崎市移動等円滑化推進協議会等において調査審議するため、長崎市都市交通審議会を廃止したい。
- 3 本市の農業振興計画に関する重要事項の調査審議が終了したことに伴い、長崎市農業振興計画審議会を廃止したい。
- 4 長崎まちづくりのグランドデザインの策定に関する重要事項の調査審議が終了したことに伴い、長崎まちづくりのグランドデザイン検討委員会を廃止したい。

第 6 4 号議案

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項第 9 号中「乳幼児」を「子ども（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。別表第 2 市長の項第 10 号において同じ。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(18) 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの

別表第 2 市長の項第 10 号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(31) 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務であって市長が別に定めるもの	福祉関係情報であって市長が別に定めるもの
---	----------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 インフルエンザ予防接種費助成事業の対象者を拡大することに伴い、インフルエンザの予防接種の実施に関する事務について、個人番号を利用する事務及び当該事務を処理するために利用できる特定個人情報の対象者を見直したい。
- 2 第二種健康診断特例区域治療支援事業による医療費の支給に関する事務について、個人番号を利用する事務及び当該事務を処理するために利用できる特定個人情報としたい。

第 6 5 号議案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 3 年長崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号ア中「7 1 0 円」を「9 5 0 円」に、「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改め、同号イ中「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改め、同項第 2 号中「8 4 0 円」を「1, 1 2 0 円」に、「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改め、同項第 3 号中「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

国家公務員に準じて、本市の職員の災害応急作業等手当の額を改定したので、この条例案を提出する。

第 6 6 号議案

長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 8 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 1 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額

が 9 0 0 万円以下であるものに限る。) の自己と生計を一にする配偶者 (合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。) をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。) (退職手当等 (第 3 1 条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。) に係る所得を有する者に限る。) 又は扶養親族 (年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族 (退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。) を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等 (所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。) の支払を受ける第 1 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者 (当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。) であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族 (年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。) 若しくは特定親族 (合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。) を有する者

第 2 5 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 4 8 条の 9 の 7 の 3」を「第 4 8 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 3 1 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 3 1 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他市長が定める事項

第36条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条の2中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の8第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第8条の2中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2中第12項を第13項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 6 条の 8 第 1 項及び附則第 8 条の 2 の改正規定 公布の日
- (2) 第 2 5 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 5 条の 3 の 2 及び第 2 5 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の 2 及び附則第 6 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 6 条の改正規定及び附則第 4 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (4) 第 2 3 条の 8 第 2 項の改正規定及び附則第 7 条の 2 の改正規定 令和 1 0 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

2 改正後の長崎市税条例（以下「新条例」という。）第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の長崎市税条例第 2 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 1 6 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 1 7 項の規

定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)

若しくは増改築等をした家屋（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等（同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 4 新条例第 3 6 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方税法の一部が改正され、次に掲げる措置が講じられたこと等に伴い、本市においても同様の措置を講じたいのと、再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置が講じられたことに伴い、当該課税標準の特例割合を定めたいのと、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

- 1 固定資産税の免税点の見直し
- 2 個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長
- 3 個人の市民税に係る医療費控除の特例の適用期限の見直し

第 6 7 号議案

長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

長崎市立中学校条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立桜馬場中学校の項及び長崎市立片淵中学校の項を削り、同表に次のように加える。

長崎市立桜坂中学校		長崎市片淵 3 丁目 2 2 番 2 2 号
	分教室	長崎市魚の町 5 番 1 号

附 則

この条例は、令和 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

生徒数の減少、校舎の老朽化等を総合的に勘案し、桜馬場中学校及び片淵中学校を統合するのに伴い、両校を廃止したいのと、新たに設置する中学校の名称及び位置を定めたいので、この条例案を提出する。

第 6 8 号議案

長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例

（長崎市ふれあいセンター条例の一部改正）

第 1 条 長崎市ふれあいセンター条例（昭和 6 2 年長崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

長崎市黒崎地区ふれあいセンター	長崎市下黒崎町5, 1 5 7 番地 1
-----------------	----------------------

（長崎市公民館条例の一部改正）

第 2 条 長崎市公民館条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市黒崎地区公民館の項を削る。

別表第 1 中第 1 1 項を削り、第 1 2 項を第 1 1 項とし、第 1 3 項を第 1 2 項とし、第 1 4 項を第 1 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市黒崎地区公民館を市民がより使いやすく、集しやすい地域コミュニティの拠点施設とするため、当該公民館を廃止し、長崎市黒崎地区ふれ

あいセンターを設置したいので、この条例案を提出する。

第 6 9 号議案

長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

長崎市福祉医療費支給条例（昭和 4 9 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 項各号列記以外の部分中「掲げる施設」の次に「、病院」を加え、同項第 2 号中「第 5 条第 1 1 項」を「第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う病院、同条第 1 1 項」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (3) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 8 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設又は同法第 3 0 条第 1 項ただし書に規定するその他の適当な施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 1 4 年法律第 1 6 7 号）第 1 1 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (5) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホーム
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設

第 2 条第 1 2 項中「入所し」の次に「、入院し」を加え、同条第 1 3 項に次の 1 号を加える。

- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）

第 2 条第 1 4 項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）又は」を削り、同条第 1 5 項及び第 1 6 項中「高齢者の医療の確保に関する法律又は」を削る。

第 3 条中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、「入所し」の次に

「、入院し」を加える。

第４条第１号中「子ども」の次に「（満１歳に達する日の前日の属する月の末日までの間にある者を除く。）」を加え、同条に次の１号を加える。

- (4) 子ども（満１歳に達する日の前日の属する月の末日までの間にある者に限る。） 一部負担金に相当する額

第８条の見出しを「（受給資格の確認）」に改め、同条中「医療取扱機関に受給者証を提示しなければ」を「次の各号に掲げるいずれかの方法によって医療取扱機関から受給資格の確認を受けなければ」に改め、同条に次の２号を加える。

- (1) 受給者証を提示する方法
(2) 電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）による方法

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年１２月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第２条第１１項各号列記以外の部分の改正規定、同項第２号の改正規定及び同項に４号を加える改正規定、同条第１２項の改正規定、同条第１３項に１号を加える改正規定、同条第１４項から第１６項までの改正規定、第３条の改正規定並びに次項の規定 公布の日

- (2) 第８条（見出しを含む。）の改正規定 令和９年４月１日

（施設入所者に係る特例）

- ２ 平成１８年１０月１日から前項第１号に掲げる規定の施行の日前までの間に、市長が特例施設入所者（この条例による改正後の長崎市福祉医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第２条第１１項第２号

（療養介護を行う病院に限る。）から第 6 号までに掲げる施設に入所し、入院し、又は入居する直前に本市の区域内に住所を有していた者をいう。）に関し支払った福祉医療費に相当する費用は、改正後の条例の相当の規定によって支給された福祉医療費とみなす。

（経過措置）

- 3 改正後の条例第 4 条第 1 号及び第 4 号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 0 歳児に係る医療費の負担を軽減し、子どもを産み育てたい市民を後押しするため、0 歳児の医療費の自己負担額を無料としたい。
- 2 福祉医療制度におけるオンライン資格確認の導入に伴い、受給資格の確認に係る規定を整備したい。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部が改正され、居住地特例の対象施設が見直されたことに伴い、関係条文の整理をする必要がある。
- 4 その他所要の整備をしたい。

第 7 0 号議案

長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

長崎市印鑑条例（平成 6 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「の外国人住民」の次に「又は漢字圏の外国人住民（本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。）」（以下「非漢字圏等の外国人住民」という。）」を加える。

第 6 条第 1 項第 7 号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に改め、同条第 2 項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第 1 3 条第 2 項第 4 号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に改める。

第 1 4 条第 1 項ただし書中「規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「個人番号カードを」を「個人番号カード等を」に、「個人番号カードに」を「個人番号カード等に」に改め、同条第 2 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定、第 6 条第 1 項第 7 号及び第 2 項の改正規定並びに第 1 3 条第

2 項第 4 号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付を受けた印鑑登録者による印鑑登録証明書の交付申請における印鑑登録証の添付を省略できることとしたいのと、同印鑑登録者に対し、民間事業者が設置する多機能端末機により同証明書を交付できることとしたい。
- 2 漢字圏の外国人住民に係る印鑑の登録に関する制限を緩和したい。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第 7 1 号議案

地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更の認可について

地方独立行政法人長崎市立病院機構から地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更に係る認可申請があったので、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 6 条第 1 項の規定により同計画の一部を別紙のとおり変更することについて認可するものとする。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎みなとメディカルセンターにおいて個室使用料を改定すること等に伴う地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期計画の変更を認可したいが、この中期計画の変更を認可するに当たっては、地方独立行政法人法第 8 3 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画の一部を次のとおり変更する。

第10の1の(4)及び(5)中「関する」を「要する」に改め、同1の(6)中「理事長が」の次に「次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに」を加え、同(6)に次のように加える。

ア 医科 次の(7)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(7)又は(イ)に定める額

(7) 初診 7,000円

(イ) 再診 3,000円

イ 歯科 次の(7)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(7)又は(イ)に定める額

(7) 初診 5,000円

(イ) 再診 1,900円

第10の1の(9)及び(10)を削り、同1中(8)を(10)とし、同(10)の前に次の(9)を加える。

(9) 駐車料金 別表に掲げる額

第10の1中(7)を(8)とし、(6)の次に次の(7)を加える。

(7) 分娩料 別表に掲げる額

第10の1の(11)中「(10)」を「(22)まで」に改め、「掲げる」の次に「もの」を加え、同(11)を同1の(23)とし、同(23)の前に次の(11)から(22)までを加える。

(11) セカンドオピニオン提供料 1回 10,000円

(12) 生命保険・損害保険面談料 1回 5,000円

(13) 先天性代謝異常検査料 1回 2,546円

(14) 胎盤処置料（出産に限る。） 1回 3,000円

(15) 胎盤処置料（出産を除く。） 1回 1,000円

(16) 新生児世話料 1日 2,420円

(17) 母乳外来 1回 3,000円

(18) 母親学級 1回 1,500円

(19) リンパ浮腫ケア料 1回 5,000円

(20) エンゼルケア料 1回 5,000円

(21) 診断書料 1通につき 3,000円以上7,000円以下

(22) 証明書料 1通につき 1,000円以上2,000円以下

第10の2中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「加えた」を「加算した」に改め、同2に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ消費税が含まれる額として定められたものについては、この限りでない。

第10の別表中1を削り、2を1とし、同1の次に次の2を加える。

2 個室使用料

区 分	単 位	金 額
準個室（4床室）	1日	2,000円
一般個室	1日	10,000円
特別個室	1日	24,000円

第10の別表の3を次のとおり変更する。

3 駐車料金

区 分		駐車料金
自動車	一般（午前7時から午後10時まで）	15分につき 100円
	一般（午後10時から午前7時まで）	60分につき 100円
	外来・健診・入退院時・手術説明・病院呼出し	1回24時間につき 300円
	見舞い	30分につき 100円
二輪車	一般（午前7時から午後10時まで）	15分につき 50円
	一般（午後10時から午前7時まで）	60分につき 50円
	外来・健診・入退院時・手術説明・病院呼出し	1回24時間につき 50円
	見舞い	30分につき 50円

（注）「二輪車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

「参 照」

地方独立行政法人法

第 2 6 条第 1 項 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

第 8 3 条第 3 項 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第 2 6 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

第 7 2 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 公共施設等 L E D 化事業(1)の請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1, 1 7 9, 6 4 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで
- 5 相 手 方 協和・イナヅマ・機電プラント特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市川口町 1 0 番 2 号

協和機電工業株式会社

代表取締役 坂 井 崇 俊

長崎市西山 2 丁目 2 番 3 号

株式会社イナヅマ電気工事

代表取締役 真 崎 庸一郎

長崎市京泊 2 丁目 8 番 6 1 号

機電プラント工事株式会社

代表取締役 高 野 昭 信

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

公共施設等 L E D 化事業(1)の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0

万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

公共施設等 L E D 化事業(1)の概要

1 工事場所 長崎市障害福祉センターほか 5 8 箇所

2 工事内容

(1) 照明器具の L E D 化に係る設計 一式

(2) 照明器具の L E D 化に係る工事 一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 7 3 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 公共施設等 L E D 化事業(2)の請負
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1, 1 6 3, 6 5 7, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで
- 5 相 手 方 田村・原口・建創テック特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市文教町 5 - 2 8 花文ビル 2 0 1

株式会社田村電設

代表取締役 田 村 健一郎

長崎市柳谷町 2 4 番 4 3 号

原口電気株式会社

代表取締役 原 口 真 紀

長崎市筑後町 7 番 1 0 号

株式会社建創テック

代表取締役 加賀江 綾

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

公共施設等 L E D 化事業(2)の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0

万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

公共施設等ＬＥＤ化事業(2)の概要

1 工事場所 長崎市民会館ほか 6 9 箇所

2 工事内容

(1) 照明器具のＬＥＤ化に係る設計 一式

(2) 照明器具のＬＥＤ化に係る工事 一式

第 7 4 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 5 年 7 月 7 日に議会の議決を得て締結し、令和 7 年 3 月 1 3 日に議会の議決を得て一部変更した公用車駐車場等建設ほか工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 6 3 6, 1 1 8, 0 0 0 円

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

公用車駐車場等建設ほか工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと及び工事の支障となる埋設物を撤去する必要性が生じたことに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 5 年 7 月 7 日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 公用車駐車場等建設ほか工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 5 2 1, 7 8 5, 1 0 0 円 (令和 7 年 3 月 1 3 日に議会の
議決を得て1, 5 9 9, 8 5 9, 8 0 0 円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 西海・森美・大進特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市興善町 2 番 8 号

株式会社西海建設

代表取締役 寺 澤 孝 憲

長崎市勝山町 2 6 番地 9

株式会社森美工務店

代表取締役 安 達 健 蔵

長崎市興善町 2 番 8 号

大進建設株式会社

代表取締役 小 松 俊 一

第 7 5 号議案

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の公有水面の埋立てに関して支障がない旨の意見を述べるものとする。

位 置	面 積	用 途	出 願 人
長崎市松が枝町 5 3 番 1 の地先公有水面	5, 1 3 7. 1 4 平 方メートル	ふ 頭 用 地	国土交通省 九州地方整 備局

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

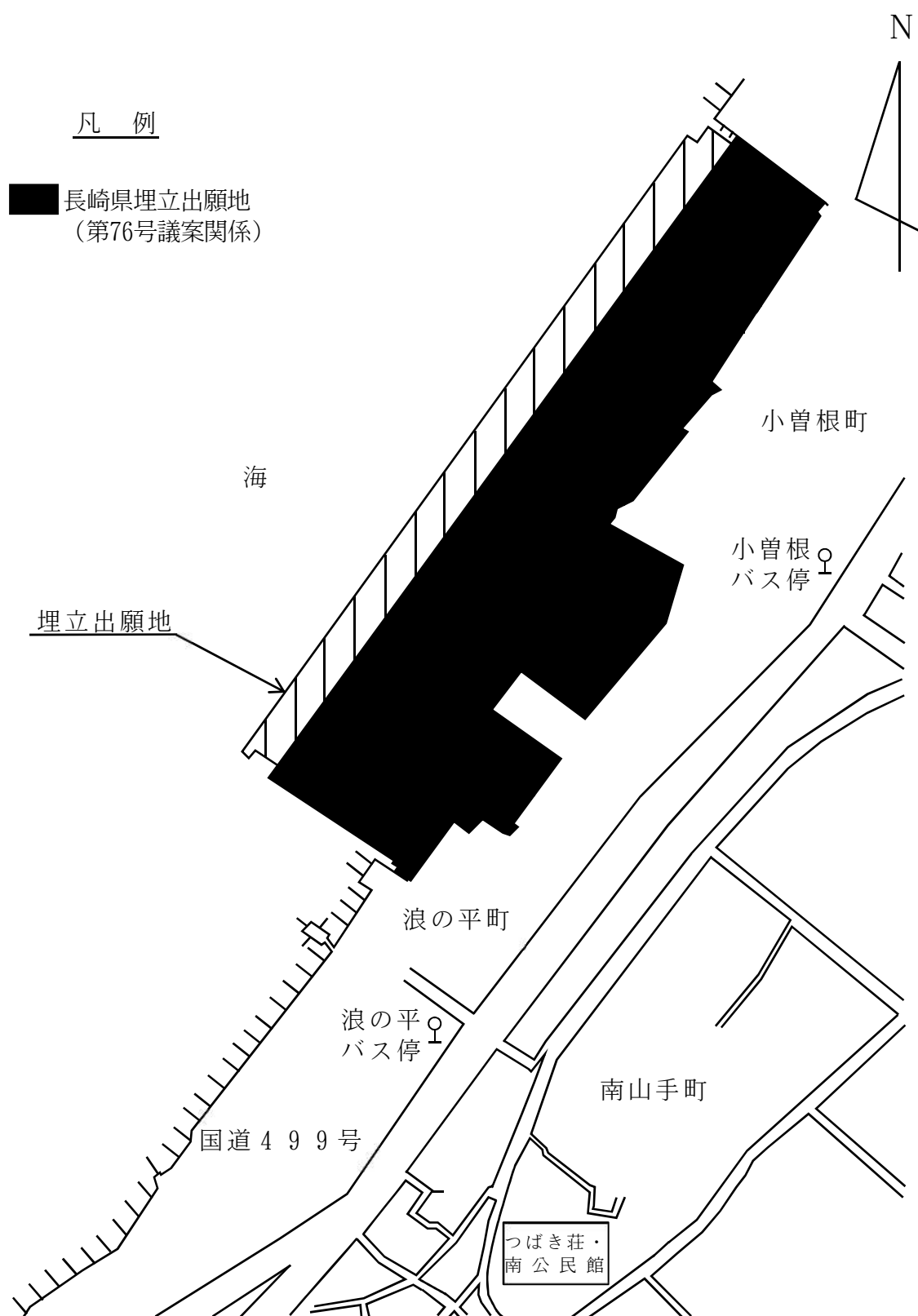
長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第 4 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

位 置 図



「参 照」

公有水面埋立法

- 第 3 条第 1 項 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク
其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載
シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供
シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セ
ラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第 3 条第 4 項 市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議
会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第 7 6 号議案

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の公有水面の埋立てに関して支障がない旨の意見を述べるものとする。

位 置	面 積	用 途	出 願 人
長崎市松が枝町 5 3 番 1、小曾根町 2 1 番 1 0 から 2 5 番 1 及び浪の平町 8 9 番から 5 7 番 7 の地先公有水面	2 4, 7 8 2. 3 5 平方メートル	ふ頭用地、緑地 及び交通機能用地	長 崎 県

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

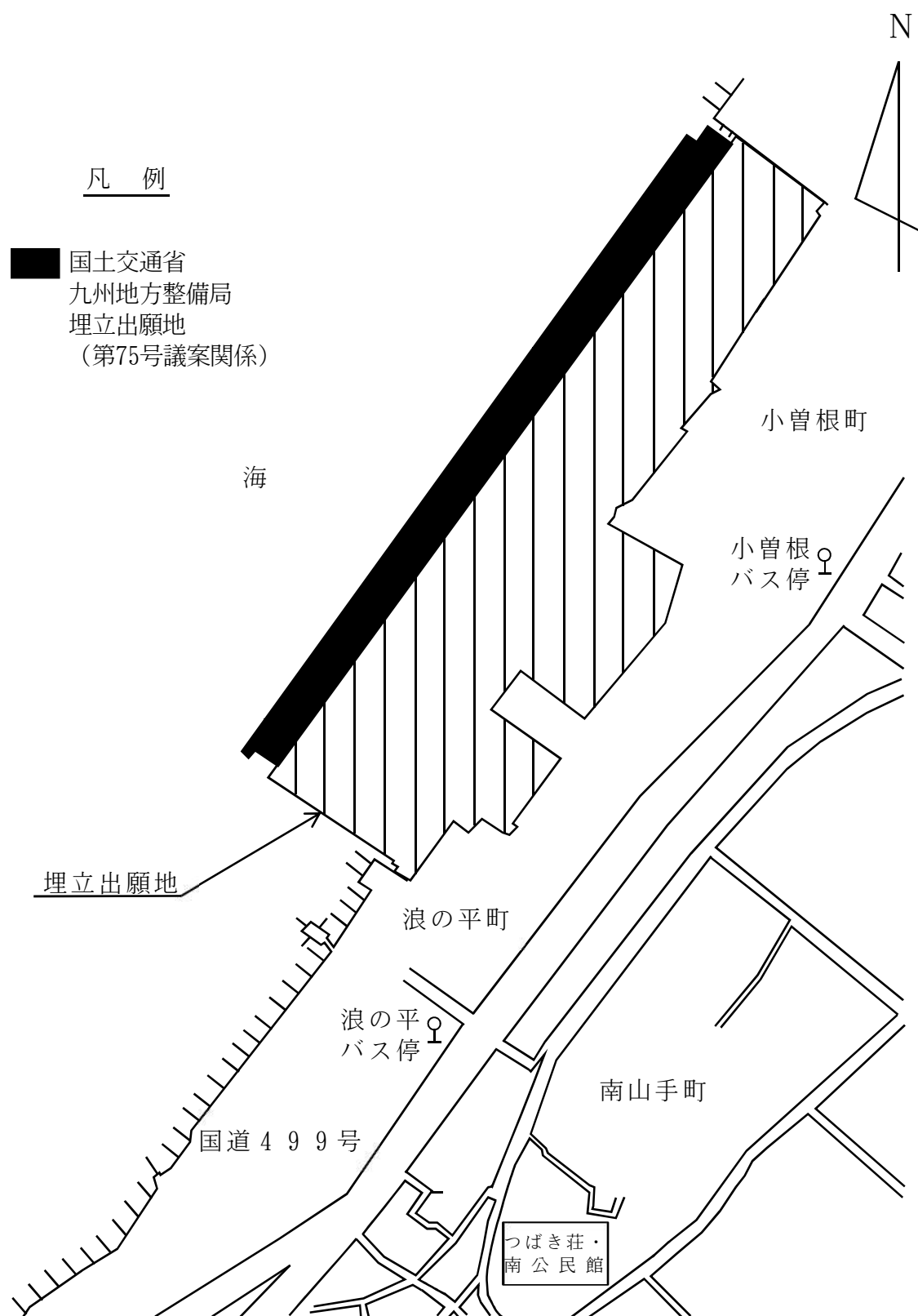
長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により公有水面の埋立てに関して長崎県知事から意見を求められたので、前記のとおり意見を述べたいが、同条第 4 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

位 置 図



第 7 7 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
消防ポンプ自動車（水槽付）	1 台

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

災害現場における消火活動を効果的に行うため、消防ポンプ自動車（水槽付）を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

消防ポンプ自動車（水槽付）の概要

1	車 両 総 重 量	約6, 6 0 0 キログラム
2	ホイールベース	2. 8 メートル
3	乗 車 定 員	5 人
4	駆 動 方 式	四輪駆動式
5	水 槽 容 量	9 0 0 リットル

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 7 8 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
学習者用タッチパネル式ノート型パソコン	1 9, 0 1 0 台

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

G I G A スクール構想に則する小学校の I C T 環境を維持するため、学習者用タッチパネル式ノート型パソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学習者用タッチパネル式ノート型パソコンの概要

- | | | | | |
|---|---------|-----------|-------------|-----------------|
| 1 | O | S | C h r o m e | O S |
| 2 | C | P | U | インテル 3. 6 G H z |
| 3 | メインメモリ | 4 G B | | |
| 4 | e M M C | 6 4 G B | | |
| 5 | 通 信 機 能 | W i - F i | | |

第 7 9 号議案

（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和 2 年 3 月 1 3 日に議会の議決を得て締結し、令和 6 年 7 月 1 日に議会の議決を得て一部変更した（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 10,926,032,566 円（金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額）

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約については、当該事業における給食の対象校を入れ替えることに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和2年3月13日議決)

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 9,423,204,884円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)(令和6年7月1日に議会の議決を得て10,008,913,005円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)に変更)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和18年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市興善町2番8号
株式会社長崎学校給食サービス
代表取締役 山 本 徳 憲